



総務 常任委員会

委員長 河越 安実治

議第53号 高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条文の追加など所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成多数」で「可決すべきもの」と決定しました。

この他、付託された2議案については、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

議第53号 高島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

賛成

今城 克啓 議員

市が行ってきた情報連携を行う事務の範囲に変更はなく、改正番号法との整合を図る上での文言整理にとどまるもの。個人番号活用で、市の行政事務ならびに行政サービスを円滑かつ継続して実施する上で必要不可欠な条例改正である。

反対

森脇 徹 議員

市の適用範囲を拡充する条例改正だが、市民の信頼を前提にした改正とは言えない。マイナンバー偽造を見抜けず悪用され、抜本対策が構築されないまま健康保険証との一体化含む実施日を特定する政令発布と条例改正だ。



文教福祉 常任委員会

委員長 磯部 亜希

議第54号 高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

高島市民病院針畑診療所となっている針畑休憩所が廃止されることに伴い、当該診療所の位置を変更するため、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

この他、付託された2議案についても、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

産業建設 常任委員会

委員長 福井 節子

議第58号 高島市水道布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

水道法、水道法施行令および水道法施行規則の一部改正に伴い、水道布設工事監督者および水道技術管理者の資格基準等について、所要の改正を行うもの。

採決の結果

「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。

この他、付託された1議案についても、「賛成全員」で「可決すべきもの」と決定しました。